令和６年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金

【募集要領】

令和7年8月1日　改訂

生産性を向上させるための先端設備等の取得に対する補助金です。

【募集期間】　**令和７年４月１日（火）～令和７年12月26日（金）**

受付時間：午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時を除く）

※土・日・祝日は受付できませんのでご注意ください。

※補助金予算の上限に達し次第，受付を終了します。

【問い合わせ先】

高知市役所　商工振興部　産業政策課　設備導入補助金担当

住所：〒780-8571

高知市本町五丁目１番45号　第二庁舎２階

電話：088-823-9456

Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

【ご注意】

・本補助金の申請に際しては，先端設備等導入計画における市の**認定**を受ける必要があります。なお，**先端設備等導入計画との同時申請はできません。**

・先端設備等導入計画については，同計画内で賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに，従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限ります。

・補助金申請書受理にあたって，先端設備等導入計画の設備や数値等，詳細情報の記載が必要となるため**綿密な計画策定をお願いします**。

・申請書類に不足があるときは，受理せず一旦お返しする場合があります。

・先端設備等導入計画の認定には申請から２～３週間程度要しますので，募集締切りの直前はお気を付けください。

・本補助金への申請は**１事業者（代表者）あたり１回限り**となります。

〔 目次 〕

１．事業の目的 1
２．補助対象者 1
３．補助対象事業 1
４．補助対象事業期間 2
５．補助対象経費 2
６．補助対象外経費 3
７．補助率，補助金額等 3
８．応募手続きの概要 3
９．交付決定及び交付 4
10．事業完了後の提出書類 4
11．交付決定後の注意事項 5
（別添１）提出書類チェック表 6

１．事業の目的

「令和６年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金（以下，「本補助金」という。）」は，中小企業者に対する物価高騰対策支援のために，生産性を向上させる先端設備等を導入する費用の一部を補助することで，中小企業者の生産性向上及び事業における付加価値の向上を図り，従業員の賃上げ等につなげることを目的とします。

２．補助対象者

本補助金の募集対象者は，以下の（１）から（５）の要件をすべて満たす者であることが必要です。

（１）令和７年２月３日以降，かつ本補助金申請日時点において，**先端設備等導入計画における市の認定を受けていること。（変更の認定は除く。）**

（２）（１）の先端設備等導入計画については，計画内に1.5%以上の賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに，従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限ります。

（３）本補助金の申請日時点において，先端設備等の導入により生産性を向上させようとする事業を本市域で２年以上継続して実施している法人又は個人

（４）中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（以下，「中小企業者」という。）であること。

（５）次のいずれかに該当する者でないこと。
- 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当すると認める者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
- 法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５項に規定する公共法人
- 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- 市区町村税を滞納している者
- 令和６年２月27日以降に本補助金の交付を受けた者
- 上記のほか，市長が適当でないと認める者

３．補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，先端設備等導入計画に記載のある設備等かつ，先端設備等導入計画の認定申請時に，年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることについて，認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備等を導入する事業となります。

4．補助対象事業期間

本補助対象事業期間は，事業の交付決定日から補助対象事業の完了日（最長で**令和８年２月28日**）までとなります。**この期間内に設備等の設置及び支払いを完了し，実績報告書を提出してください。**

全体スケジュール

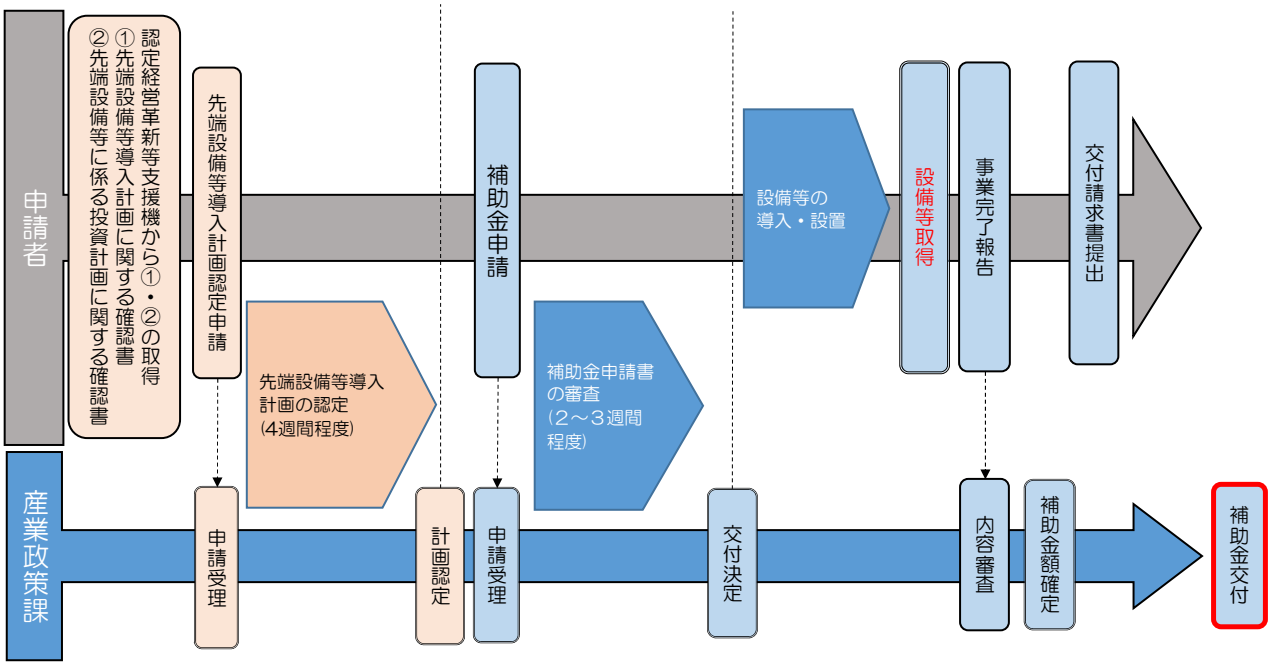

5．補助対象経費

以下の条件を満たすものを対象とします。

高知市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等であり，認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な下記の設備等の購入費となります。

① **機械及び装置で１台又は１基の取得価格が160万円以上のもの**
② **器具及び備品で１台又は１基の取得価格が30万円以上のもの**
③ **測定工具及び検査工具で１台又は１基の取得価格が30万円以上のもの**
④ **建物附属設備で１台又は１基の取得価格が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものを除く。）**
⑤ **上記の設備等の導入に不可欠なソフトウェアで１式の取得価格が30万円以上のもの**

※　取得価格とは，導入する設備等の１台又は１基の購入代価になります。ただし，ソフトウェアについては，１式（通常１単位として取引されるもの）の購入代価をいいます。
※　消費税及び地方消費税の額を除いた費用が補助対象額となります。

6．補助対象外経費

以下に該当する費用は対象外になります。

- 補助金交付決定前に発注，契約等をしている設備等の購入費用
- 中古設備等の購入費用
- ソフトウェアのみの購入費用
- ソフトウェアの導入に伴う附随費用（設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う附随的な修正作業等）
- システム開発，Webサイト等の作成に係る費用
- 設備等のリース費及び割賦購入費用
- 設備等のサブスクリプションに係る費用
- 販売，返品若しくは有償レンタルを目的とした設備等の購入費用
- 設備等導入に伴う附随費用
  （例）
  設置費用，運送料，手数料，建物増改築・改修費用，設備等の保証費用，
  既存設備等の撤去・廃棄費用，保守等に係る費用，設備等のセットアップに係る費用　等
- 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネル等）の購入費用
- 事業所等の環境整備に資する設備等の購入費用
- パソコン，タブレット及び周辺機器・関連機器等の購入費用
- 一般事務用ソフトウェア（ワープロ，表計算，プレゼンテーション等），基本ソフトウェア（オペレーティングシステム（ＯＳ），セキュリティソフト，Web会議用ソフトウェア等の汎用性の高いソフトウェアの購入費用
- 国，県，その他の補助金の交付を受けている設備等の購入費用
- 上記のほか，市場価格とかい離している購入費用や公的な資金の用途として社会通念上，不適切と認められる費用

7．補助率，補助金額等

補助対象と認められる経費に対し，以下のとおりとなります。

（１）補助率　：　２／３以内

（２）補助金額：　１事業者あたり２００万円以内（千円未満の端数は切り捨て）

ただし，補助対象経費の額と実勢価格（市場で実際に取引されている平均的な価格）が大きく異なると認められる場合は，申請額の見直しを求めることや補助対象外経費として不交付となることがあります。

また，補助金は，設備等を設置し該当経費の払い込みが確認できた後の支払いとなりますので，補助対象事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

8．応募手続きの概要

（１）募集期間

令和７年４月１日（火）～令和７年12月26日（金）午後５時15分〔必着〕

受付時間：午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時を除く）

※申請金額が予算に達し次第，募集を終了します。

（2）提出先（問合せ先）等

〒780-8571
高知市本町五丁目１-45　第二庁舎２階
高知市役所　商工観光部　産業政策課　設備導入補助金担当
電話：088-823-9456
Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

（3）提出書類

本募集で指定する申請書の様式を必ず使用してください。
様式等は高知市産業政策課ホームページをご確認ください。
提出書類の詳細は，別添の**提出書類チェック表**をご覧ください。

（4）提出方法

応募書類は，高知市商工観光部 産業政策課まで持参してください。
なお，補助金申請は先端設備等導入計画の認定が完了したものから受け付けます。先端設備等導入計画の認定申請と，補助金の交付申請の同時受付は行いませんのでご注意ください。
また，提出書類に不足がある場合，受理せず返却することがありますのでご注意ください。
※　提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。事前にコピー等の控えを作成しておいてください。

9．交付決定及び交付

補助対象事業に関して，補助対象事業の**交付決定後に対象設備等を取得するようにしてください。交付決定前に設備等の発注，契約及び導入をしているものは，事前着手として補助の対象外となります。**
また，事業完了後（設備等の設置及び支払い後）速やかに実績報告書を提出して頂き，実施した事業内容の検査と経費内容の確認後に補助金交付請求書を提出頂いたうえで，補助金の支払いとなります。
※交付決定を受けた後，**本事業の内容を変更**，若しくは**本事業を廃止**しようとする場合等には，事前に市の承認を受けなければなりません。

10．事業完了後の提出書類

補助対象事業の完了後（設備等を購入し，支払い完了後），下記書類の提出をお願いします。

書類内容	必要部数	チェック
実績報告書（様式第４号）	原本１部	□
事業成果報告書	原本１部	□
補助対象設備等の支払いを確認できる書類（請求書，銀行振込受領書（※），領収書等）	コピー各１部	□
設備等の設置及び型式等が確認できる写真	コピー各１部	□

（※）銀行振込受領書，銀行利用明細書，インターネットバンキングによる振込を証明できるものを印刷したもの等。支払の事実（支払の相手方，支払日，支払額等）を明確にしてください。

補助対象設備等の支払いについて

● 支払方法は，**原則銀行振り込み**としてください。
・現金やクレジットカードによる支払いは補助対象外です。
・振込手数料（相手方負担も含む）は補助対象外です。

● 補助対象外経費との混合払いは，原則行わないようにしてください。
補助対象外経費と混合で支払が行われており，補助対象経費との支払の区別が難しいものは，補助対象経費から除外される場合があります。

11. 交付決定後の注意事項

（１）補助対象事業の経理
・補助金は経理上，交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり，法人税等の課税対象となります。
・補助対象事業に係る経理について，帳簿や支出の根拠となる証拠書類については，事業が完了した翌年度から起算して５年間，管理・保存しなければなりません。

（２）取得財産の管理等
取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理して頂きます。また，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において，市の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，又は廃棄してはいけません。

（３）立入検査
事業完了後５年間は，会計検査等の対象となり，実地検査等が実施される場合があります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は，これに従わなければなりません。

（４）事業完了後のアンケート
事業完了後５年間は，補助対象事業の実施状況等及び設備等導入後の効果測定のためにアンケート調査等が実施される場合があります。
本市からのアンケート調査の依頼があった場合は，調査に協力いただく必要があります。

（５）その他
交付決定の際に指示された事項を順守してください。

【提出書類チェック表】

（別添１）

書類内容			必要部数	チェック
１．令和６年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）			原本１部	□
２.添付書類				
	共通	事業計画書（様式第１号 - ①）	原本１部	□
		補助対象経費に係る見積書（※）及び設備等の詳細がわかるカタログ （※）設備等の型式や取得価格が確認できるものを添付してください。	コピー１部	□
		高知市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し	コピー１部	□
		暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	原本１部	□
	①法人	履歴事項全部証明書（申請日以前３ヶ月以内に発行されたもの）	原本１部	□
		会社の市区町村税等納税証明（市税等に滞納がないことの証明）	原本１部	□
		前期の決算書の写し	コピー１部	□
		前々期の決算書の写し	コピー１部	□
	②個人	個人事業の開業届出書の写し ・収受日付印があるもの ・e-Tax にて届出をした場合は，受信通知も添付	コピー１部	□
		市区町村税等納税証明（市税等に滞納がないことの証明）	原本１部	□
		前年の所得税青色申告決算書の写し （白色申告の場合は収支内訳書を添付して下さい。）	コピー１部	□
		前々年の所得税青色申告決算書の写し （白色申告の場合は収支内訳書を添付して下さい。）	コピー１部	□